伝統的民家の保存及び活用の推進

福井県(人口82万人)

概要

県内の各地域で受け継がれてきた特有の形態・意匠を有する伝統的民家の保存・活用を促進するため、所有者の申請に基づき、一定の基準を満たす住宅を「福井県伝統的民家」として認定。認定を受けた伝統的民家を県HPで紹介しているほか、県内市町と連携し、伝統的民家の改修等に対する助成を行っている。

また、伝統的民家に関する専門知識を有する者を伝統的民家保存活用推進員として登録し、伝統的民家の保存・活用に関する相談に無償で応じている。

背 黒

福井県には、地域における風土・文化等を反映した 特有の形態及び意匠を有した伝統的民家が県内全域に わたって多数存在しているが、近年では、これら伝統 的民家の保存・活用が十分に図られないまま取り壊さ れ、地域の特色が失われつつある状況にある。

このような状況を踏まえ、平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、伝統的民家により形成されている地域の特色を県民共通の資産として将来世代に継承していくため、伝統的民家の保存・活用を推進している。

福井県伝統的民家認定制度・補助制度

1. 概要

伝統的民家の所有者の申請に基づき、認定基準に適合する民家を県が「福井県伝統的民家」として認定。 認定を受けた伝統的民家を県HPで紹介している。

また、伝統的民家については、保存・活用に関する 無料相談や専門家による情報提供を行っているほか、 外装や構造体等の改修工事に対し、県内の一部市町が 助成を行っている。





【「ふくいの伝統的民家」認定民家と認定証】

2. 認定および補助基準

【共通事項】

在来工法(伝統的技術に配慮したもの)による木造 2階建て(小屋裏3階建てを含む)であること

外観は、終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家 の意匠を基調としたものであること

【農家タイプ】



- 【屋根】 切妻屋根・瓦葺き
- "【妻壁】 柱と梁の格子組及び漆喰
- 塗り様又は木製板張り …【下屋】

妻壁前面に瓦葺きの下屋

・・【玄関】 地域の伝統的意匠を基調 としたもの

【町家タイプ】



- ...【屋根】 切妻屋根・瓦葺き
- ..【外壁、軒裏】 地域の伝統的意匠を基調 としたもの
- 通庇を設けたもの
- 軒高、軒出、庇の高さ、壁 面線を街並みに揃えたもの
- 【開口部】 格子戸等町家の伝統的意 匠を基調としたもの

【その他】

地域固有の形態を持つ民家(個別に審査委員会で承認)

例:妻うだつの民家、かぐら建ての町家など

3. 関連補助制度

伝統的民家の外装や構造体の改修等に対し、県内の 一部市町が補助金を交付している。

例:越前町:工事費の1/2以内(上限300万円)

伝統的民家保存活用推進員制度

1.概要

伝統的民家に関する専門知識を有する者を伝統的民 家保存活用推進員として登録し、伝統的民家の保存・ 活用に関する相談に無償で応じている。

2.活動内容

伝統的民家の保存・活用を図るため、無償で以下の 活動を実施。

伝統的民家の改修方法、管理方法その他伝統的民家 の保存及び活用に必要な事項に関する個別相談 地域の伝統的民家に関する情報(新築・改修・解体 予定、空き家等)の収集

日常的な営業活動を通じた伝統的民家の良さのPR 地域の講習会、現場見学会等の開催や講師の引受け

3. 登録期間

5 年間

4. 登録資格

制度の趣旨に替同し無償で活動を行う者で、以下の いずれかに該当する者

施工者:5戸以上の伝統的民家の新築・改修をした

経験を有する者

設計者:5戸以上の伝統的民家の新築・改修の設計

をした経験を有する者

学識経験者:10戸以上の伝統的民家を調査した経験

を有する者

街づくり活動や住宅行政の経験者: 伝統的民家を活 用した街づくり活動や住宅行政に3年以上

携わった経験を有する者

その他:10戸以上の住宅設計を行った経験を有し、

住宅相談の経験が豊富な者

実績·評価

【実績】(平成19年3月現在)

伝統的民家の認定件数:130件

伝統的民家保存活用推進員の登録者数:87名

【評価】

伝統的民家保存活用推進員制度、伝統的民家認定制 度、新築・改修工事への補助事業等、「伝統的民家の 保存および活用の推進に関する条例」の具体的施策を 通して、伝統的民家への県民の理解が深まってきてい る。

今後も市町と連携して県民意識の醸成、所有者等へ の支援、全国への情報発信等の施策を推進する。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局 土木部 建築住宅課 関連部局 土木部 営繕課

【連携のポイント】

福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する 条例の下、関係各課による有機的な施策展開を図って いる。

住生活基本法に基づく福井県計画に、本制度を位置 づけ(建築住宅課)

伝統的民家の認定と保存活用推進員の登録(営繕課) 木造住宅の耐震診断に県も補助(建築住宅課)

伝統的民家の耐震診断方法について、講習会を開催 (営繕課・建築住宅課)

県のHPに「ふくい空き家情報バンク」を立上げ、一 元的に空き家情報を発信 (建築住宅課)

問い合わせ先&関連HP

【問い合わせ先】

十木部 営繕課

0776-20-0510

【関連HP】

県 H P(福井の歴史的建造物)

http://info.pref.fukui.jp/eizen/historic/hist oric.html